

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	指定文化財等管理事業
-----	------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	文化財保護法・鳥取市文化財保護条例・文化財の保存保護に関する補助金等交付要綱		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	●実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	教育委員会	担当課	文化財課
担当係	保存整備係	内線	5134
関係課		課No.	65060

総合計画		基本計画の政策目標 (平成16年度→22年度)	
基本計画	章名	第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり	
	節名	第1節 交流と文化によるまちのにぎわいづくり	
	細節名	第8 地域魅力の再発見と新たな地域文化の創造	
	施策名	③文化財の掘りおこし・保存・伝承による魅力ある地域づくり	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン		8 地域文化の振興	
事業区分	新規	継続	● 施策No. 31-08-03

○主な文化施設への入込数 369,033人 → 390,000人
 ○文化芸術イベントの鑑賞者数 81,265人 → 120,000人

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項
指定文化財(国・県・市)の適正な保存管理と、その活用を図るための事業を実施する。	○指定文化財の適正な保存管理(補助等) ・史跡鳥取藩主池田家墓所 ・重要文化財榑谿神社修理 ・指定文化財補助 ・菅尾神社薬師堂修理補助 ・石がま漁の「石がま」修繕補助	○指定文化財の適正な保存管理(補助等) ・史跡鳥取藩主池田家墓所 ・指定文化財補助 ・ハマナス南限地帯管理事業 ・文化財審議会 ・史跡因幡国庁保存管理 ・埋蔵文化財体験・活用事業 ・指定文化財管理	○指定文化財の適正な保存管理(補助等) ・史跡鳥取藩主池田家墓所 ・指定文化財補助 ・ハマナス南限地帯管理事業 ・文化財審議会 ・史跡因幡国庁保存管理 ・埋蔵文化財体験・活用事業 ・指定文化財管理 ・キマダラルリツバメチョウ現況調査	○指定文化財の適正な保存管理(補助等) ・史跡鳥取藩主池田家墓所 ・指定文化財補助 ・ハマナス南限地帯管理事業 ・文化財審議会 ・史跡因幡国庁保存管理 ・埋蔵文化財体験・活用事業 ・指定文化財管理 ・キマダラルリツバメチョウ現況調査 ・名勝観音院庭園保存管理計画策定事業		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。 (注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の概要	・指定文化財の適正な保存管理 事業者(所有者・団体)への補助 管理・活用のための修繕等					
事業の対象者(交付先)	個人及び団体					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	49	24	25	24	122	
財源内訳(インプット)	一般財源	38	23	24	23	108
	国庫支出金	4	1	1	1	7
	県支出金	5				5
	起債()					
	その他(雑入)	2				2